

令和7年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

令和7年11月18日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔1件〕1/2

議案第81号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】

..... 1~2

○ 財産の譲渡に関する議案〔1件〕

議案第82号 財産の無償譲渡について 3~4

○ 条例に関する議案〔4件〕2/2

議案第83号 かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 5

議案第84号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 6

議案第85号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 7

議案第86号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 8~9

○ 予算に関する議案〔2件〕

議案第 87 号 令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	10~16
議案第 88 号 令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	17~18

○ その他の議案〔2件〕

議案第 89 号 市道路線の認定について	19~20
議案第 90 号 市道路線の認定について	21~22

議案第81号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】
1 要　旨	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な事項について、関係する条例を整理するもの。
2 内　容	<p>(1) 法改正に伴い、引用する条例においても所要の改正を行う。</p> <p>ア 法改正箇所</p> <p>改正前 児童福祉法第33条の10各号</p> <p>改正後 児童福祉法第33条の10第1項各号</p> <p>イ 引用する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第13条） ・かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第12条） ・かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第12条） ・かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第25条） <p>(2) 法改正に伴い、保育所等の各施設等に配置する保育士について、地域限定保育士も保育士とみなすこととする。</p> <p>ア 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第22条） ・かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条） ・かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例（第23条・第29条・第31条・第44条・第47条）

3 施行年月日

公布の日

〔保健福祉部：子育て支援課〕

議案第82号	財産の無償譲渡について																												
1 要　旨																													
<p>市立保育所運営計画により民営化を進めている市立やまゆり保育所について、運営主体を学校法人明光学園へ移管するにあたり、同保育所を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項6号の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>																													
2 内　容																													
<p>(1) 無償譲渡する財産（附帯設備及び備品一式を含む。）</p>																													
<table border="1"> <tr> <td>所 在</td> <td colspan="2">かすみがうら市五反田298番地20、22、23、287番地4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物①</td> <td>保育所</td> <td>鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき平屋建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>1,838.70m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物②</td> <td>車 庫</td> <td>鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>154.00m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物③</td> <td>倉 庫</td> <td>木造スレートぶき平屋建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>19.87m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物④</td> <td>倉 庫</td> <td>木造スレートぶき平屋建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>19.87m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物⑤</td> <td>便 所</td> <td>鉄筋コンクリート造張力幕屋根平屋建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>6.30m²</td> </tr> </table>		所 在	かすみがうら市五反田298番地20、22、23、287番地4		建物①	保育所	鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき平屋建	床面積	1,838.70m ²	建物②	車 庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	床面積	154.00m ²	建物③	倉 庫	木造スレートぶき平屋建	床面積	19.87m ²	建物④	倉 庫	木造スレートぶき平屋建	床面積	19.87m ²	建物⑤	便 所	鉄筋コンクリート造張力幕屋根平屋建	床面積	6.30m ²
所 在	かすみがうら市五反田298番地20、22、23、287番地4																												
建物①	保育所	鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき平屋建																											
	床面積	1,838.70m ²																											
建物②	車 庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建																											
	床面積	154.00m ²																											
建物③	倉 庫	木造スレートぶき平屋建																											
	床面積	19.87m ²																											
建物④	倉 庫	木造スレートぶき平屋建																											
	床面積	19.87m ²																											
建物⑤	便 所	鉄筋コンクリート造張力幕屋根平屋建																											
	床面積	6.30m ²																											
<p>(2) 無償譲渡の相手方</p> <p>茨城県小美玉市上玉里1137番地5 学校法人明光学園 理事長 戸田 しげ子</p>																													

(3) 参考価格：60,720,000円（不動産鑑定評価額）

(4) 無償譲渡をする時期

令和8年4月1日

3 無償譲渡する理由

市立保育所運営計画において、民間事業者の柔軟性や機動性等を活用した保育所運営は有効な手段となることから、多様化する保育ニーズに対応するためにも、市立やまゆり保育所の民営化を進めることとしており、令和7年1月31日に開催した市立保育所運営事業者選考委員会において、学校法人明光学園が運営事業者として選考された。

同保育所は平成9年に建築され築28年が経過しており、建物の再建築には多額の費用負担が予想されるところであるが、民営化により市の運営経費が不要になるとともに、これまでの地域社会全体で子育てしやすい環境が継続されることが見込まれるため、無償譲渡をするものである。



[保健福祉部：子育て支援課]

議案第83号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要　旨	<p>市立保育所運営計画により民営化を進めている市立やまゆり保育所について、運営主体を学校法人明光学園へ移管するため、この条例を制定するもの。</p>
2 内　容	<p>(1) かすみがうら市立やまゆり保育所を令和8年3月31日をもつて閉所することに伴い、別表から同保育所を削る。</p>
3 施行年月日	令和8年4月1日
〔保健福祉部：子育て支援課〕	

議案第84号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要　旨	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳幼児健康診断又は健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることと改正するもの。</p>
2 内　容	<p>(1) 家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診断又は健康診査が行われた場合であって、それが、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることについて、内閣府令による基準を参照して定めるもの。</p>
3 施行年月日	公布の日

[保健福祉部：子育て支援課]

議案第 85 号	<p>かすみがうら市地域福祉センター・やまゆり館の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】</p>
1 要　旨	<p>かすみがうら市地域福祉センター・やまゆり館の利用拡充を図るため、休館日及び使用の制限等の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p>
2 内　容	<p>(1) 休館日（第 7 条関係）</p> <p>休館日を「日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）」から「月曜日」に変更する。月曜日が休日の場合は最も近い平日を休館日とする。</p> <p>(2) 使用の許可（第 9 条関係）</p> <p>日曜日及び休日のキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の使用許可申請は不要とする。</p> <p>(3) 使用の制限（第 10 条関係）</p> <p>これまで営利目的の催し等に使用されるおそれがある場合は利用不可としていたが、今後は利用可能とする。</p> <p>(4) 子育てルームの使用者（別表第 2）（第 12 条関係）</p> <p>対象を「0 歳児以上 3 歳児以下の乳幼児」から「小学校就学前の乳幼児」とし、利用の拡充を図る。</p> <p>(5) 子育てルームの使用（別表第 2）（第 12 条関係）</p> <p>日曜日及び休日に限り、子育てルーム内のキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室を無料開放する。</p>
3 施行年月日	<p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔保健福祉部：社会福祉課〕</p>

議案第86号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要　旨	<p>令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、消防庁において消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書をとりまとめた結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部改正にあわせ、市火災予防条例（以下「条例」という。）を一部改正するもの。</p>
2 内　容	<p>（1）火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項</p> <p>ア　　条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にしたこと。</p> <p>イ　　火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行ったこと。（第28条関係）</p> <p>（2）林野火災の予防に関する事項</p> <p>ア　　林野火災に関する注意報</p> <p>　　市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとしたこと。（第28条の8第1項関係）</p> <p>　　林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、条例第28条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしたこと。（第28条の8第2項関係）</p>

市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとしたこと。 (第28条の8第3項関係)

イ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中ににおける火の使用の制限

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、条例第28条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。 (第28条の9関係)

(3) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

ア 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にしたこと。また、消防長は、条例第44条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたこと。 (第44条関係)

イ 条例第44条に第2項を追加したことに伴い、所要の規定の整理を行ったこと。 (第41条の3関係)

3 施行年月日

令和8年1月1日

[消防本部：予防課]

議案第87号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）		
1 要　旨	<p>今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億9千903万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ193億1千420万7千円とするもの。</p>		
2 内　容			
(1) 歳入の補正	(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3,298,000	136,331	3,434,331
県支出金	1,650,638	22,830	1,673,468
繰入金	513,280	50,200	563,480
繰越金	279,198	189,673	468,871
歳入合計	18,915,173	399,034	19,314,207
(2) 歳出の補正	(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,093,705	6,705	3,100,410
民生費	7,131,318	343,255	7,474,573
農林水産業費	811,662	△7,941	803,721
商工費	564,390	51,208	615,598
教育費	1,706,556	5,807	1,712,363
歳出合計	18,915,173	399,034	19,314,207

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
千代田庁舎管理に要する経費	3,438	総務課
霞ヶ浦庁舎管理に要する経費	2,850	総務課
基金運用益等の積立に要する経費	2	市民課
企画調整に要する経費	349	経営企画課
住民基本台帳事務に要する経費	66	市民課
イ 民生費の事業費		
障害者給付に要する経費	1,630	社会福祉課
障害者自立支援に要する経費	116,871	社会福祉課
介護保険特別会計繰出に要する経費	495	介護長寿課
医療福祉に要する経費	872	国保年金課
後期高齢者保健に要する経費	200	健康増進課
児童手当支給に要する経費	178	子育て支援課
母子父子福祉に要する経費	710	子育て支援課
民間保育所に要する経費	54,133	子育て支援課
認定こども園に要する経費	15,376	子育て支援課
職員等人件費	2,523	秘書人事課
生活保護等総務事務に要する経費	76,181	社会福祉課
生活保護適正化推進に要する経費	66	社会福祉課
生活保護等扶助に要する経費	74,020	社会福祉課

ウ 農林水産業費の事業費

職員等人件費	4, 508	秘書人事課
農業振興に要する経費	△15, 250	農林水産課
土地改良整備支援に要する経費	2, 801	農林水産課

エ 商工費の事業費

商工振興に要する経費	273	商工観光課
企業立地促進に要する経費	50, 000	都市整備課
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	935	商工観光課

オ 教育費の事業費

埋蔵文化財に要する経費	5, 807	生涯学習課
-------------	--------	-------

[総務企画部 : 経営企画課]

令和7年度 一般会計補正予算第5号 R071125第4回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	千代田庁舎管理に要する経費		3,438
	光熱水費		1,898
	修繕料		1,540
2	霞ヶ浦庁舎管理に要する経費		2,850
	バス借上料		2,850
3	基金運用益等の積立に要する経費		2
	一般旅券発給事務証紙等購買基金繰出金		2
4	企画調整に要する経費		349
	印刷製本費		74
	通信運搬費		275
5	住民基本台帳事務に要する経費		66
	印刷製本費		66
6	障害者給付に要する経費		1,630
	特別障害者手当		770
	障害児福祉手当		563
	在宅障害児福祉手当		297
7	障害者自立支援に要する経費		116,871
	補装具費支給事業		1,850
	障害福祉サービス費事業		52,020
	特例給付費事業		2,460
	障害児給付費事業		47,780

No	事業 内 容	単位：千円
	自立支援医療費（育成医療）支給認定事業	3,208
	国庫補助金等返還金	9,553
8	介護保険特別会計繰出に要する経費	495
	介護保険特別会計繰出金	495
9	医療福祉に要する経費	872
	国庫補助金等返還金	872
10	後期高齢者保健に要する経費	200
	人間ドック等補助金	200
11	児童手当支給に要する経費	178
	国庫補助金等返還金	178
12	母子父子福祉に要する経費	710
	国庫補助金等返還金	710
13	民間保育所に要する経費	54,133
	民間保育所入所委託	36,439
	国庫補助金等返還金	17,694
14	認定こども園に要する経費	15,376
	市内認定こども園給付費	14,163
	市外私立認定こども園給付費	1,213
15	職員等人件費	2,523
	一般職給料	1,810

No	事業 内 容	単位：千円
16	生活保護等総務事務に要する経費	76,181
	国庫補助金等返還金	76,181
17	生活保護適正化推進に要する経費	66
	診療報酬明細書点検業務委託	66
18	生活保護等扶助に要する経費	74,020
	生活扶助費	4,000
	介護扶助費	3,100
	医療扶助費	65,000
	施設事務費	1,920
19	職員等人事費	4,508
	一般職給料	2,290
20	農業振興に要する経費	△15,250
	かんしょ生産拡大支援事業補助金	1,850
	農業次世代人材投資資金経営開始型補助金	△600
	経営開始資金補助金	△9,000
	経営発展支援事業補助金	△7,500
21	土地改良整備支援に要する経費	2,801
	県単土地改良上乗せ補助金	2,801
22	商工振興に要する経費	273
	特定地域づくり事業推進補助金	273

No	事業 内 容	単位：千円
23	企業立地促進に要する経費	50,000
	企業立地促進助成金	50,000
24	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	935
	ネイチャーセンター空調設備等改修設計業務委託	935
25	埋蔵文化財に要する経費	5,807
	試掘調査協力員謝礼	2,872
	試掘作業用重機借上料	2,935
合 計		399,034

※ 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある。

議案第88号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)		
1 要　旨	<p>今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ817万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ40億2千263万円とするもの。</p>		
2 内　容			
(1) 歳入の補正	(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	805,144	495	805,639
繰入金	638,833	495	639,328
繰越金	8,256	7,184	15,440
歳入合計	4,014,456	8,174	4,022,630
(2) 歳出の補正	(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計
総務費	72,347	990	73,337
諸支出金	8,758	7,184	15,942
歳出合計	4,014,456	8,174	4,022,630

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	990	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	7,184	介護長寿課

〔保健福祉部：介護長寿課〕

議案第89号	市道路線の認定について
1 要　旨	道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。
2 内　容	<p>都市計画法第40条第2項の規定により帰属された道路（下稻吉地内）を市道認定するもの。</p> <p>（1）認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2940号線 イ 延長 103.00メートル</p>

[都市建設部：道路課]

詳細位置図（認定路線図）

認定路線



【路線認定箇所】

市道8-2940号線

起点: 下稻吉2064番25

終点: 下稻吉2064番13

延長: 103.00m

最小幅員: 6.00m

最大幅員: 10.30m

面積: 838m² (2路線合計)

下稻吉

下稻吉

市道8-2940号線

起点

終点

市道8-2941号線

議案第90号	市道路線の認定について
1 要　旨	道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。
2 内　容	<p>都市計画法第40条第2項の規定により帰属された道路（下稻吉地内）を市道認定するもの。</p> <p>（1）認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2941号線 イ 延長 23.00メートル</p>

[都市建設部：道路課]

詳細位置図（認定路線図）

認定路線



【路線認定箇所】

市道8-2941号線
起点: 下稻吉2064番17
終点: 下稻吉2064番20
延長: 23.00m
最小幅員: 6.00m
最大幅員: 8.00m
面積: 838m² (2路線合計)

下稻吉

下稻吉

市道8-2941号線

市道8-2940号線

起点

終点